

## 男鹿市告示第69号

男鹿市宿泊事業者省人・省力化等支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

### 男鹿市宿泊事業者省人・省力化等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、インバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復に伴い、人手不足により大きな影響を受けている市内の宿泊事業者が、これまで人が行っていた業務を代替する設備機器等の導入により、人手不足解消を図る取組に対して支援することを目的とする男鹿市宿泊事業者省人・省力化等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設及び地方自治体が設置する公の施設を除くものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている市内の宿泊施設であって、今後も事業継続の意思があること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力

団若しくは同条第6号に規定する暴力団員ではないもの又は警察当局からの排除要請がないもの  
(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、宿泊事業者が宿泊施設において実施する人手不足の解消に資するシステム、設備及び備品の購入、導入及び設置に要する経費(システム、設備及び備品の購入、導入及び設置に附随する経費を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スマートチェックイン・アウトシステム、チャットボット及び宿泊施設管理システム(PMS)等の各種システム
- (2) 配膳・清掃ロボット等の設備
- (3) その他人手不足の解消に必要な設備又は備品

2 前項の規定にかかわらず、月額又は年額で使用料金が定められている形態の製品(サブスクリプション販売形式等)及びその保守に関する費用も補助対象とする。ただし、精算時までには支払が完了するものに限る。  
(補助金の額等)

第4条 補助対象経費に占める補助金の割合は、2分の1以内の額(千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、限度額は500万円とする。ただし、国又は県その他公共団体(以下「国等」という。)より、補助対象経費を同じくする補助金等(以下「同一補助金」という。)の交付が行われ、又は見込まれる場合は、補助対象経費から同一補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。  
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、男鹿市宿泊事業者省人・省力化等支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付額が予算額に達した場合は、申請書の受付を終了するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 旅館業法の許可を証する書類の写し

- (5) 市税に未納税額等がない証明書
  - (6) 国等の補助金の採択通知等（国等の補助金と併用する場合のみ）
  - (7) 導入設備等に係る経費の見積書又はその写し
  - (8) 導入設備等の製品カタログ等又はその写し
- （補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に対する補助金が既に交付されているときは、補助決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（様式第7号）
- (2) 請求書（様式第8号）
- (3) 導入設備等の設置に係る契約書等の写し（発注書でも可とする。）
- (4) 導入設備等の状態が分かる写真
- (5) 補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、当該提出のあった日から起算して30日以内に補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（財産の管理）

第9条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第10条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得対価が50万円以上のものを市長に対して協議し、承認を受けず、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定は、補助金が交付された会計年度終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（当該期間が10年を超えるものについては、会計年度終了後10年を限度）を超過した後においては適用しないものとする。

3 第1項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができない、やむを得ない事由による取壊し又は廃棄の場合は、適用しないものとする。

4 市長は、第1項の協議がなく財産処分があったと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。